

手数料の見直し（案）

事務の名称	肥料登録事務
-------	--------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
肥料登録手数料	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号） 第4条第1項第6号の肥料に係るもの	件	19,000	<u>19,800</u>	800
	肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料に 係るもの	件	37,000	<u>38,700</u>	1,700
肥料登録更新手数料	肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料に 係るもの	件	4,000	<u>4,350</u>	350
	肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料に 係るもの	件	8,000	8,000	0